

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度 ～1,500品目が対象～

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度

～1,500 品目が対象～

アルゼンチンにおける非自動輸入ライセンス制度とは、輸入取引の際に取得が求められる事前の輸入許可証である。公共歳入連邦管理庁（AFIP）のウェブサイト上に設けられている「輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）を通じて申請を行う。現在、同制度の対象となっているのは約 1,500 品目である。

アルゼンチン政府は、輸入品の急増と外貨流出を妨げるのが目的で、1999 年から 2011 年にかけて 17 項目（約 600 品目）の非自動輸入ライセンス取得を定めた。2013 年には、ライセンスと同時にすべての品目に対して輸入取引の事前宣誓申告（DJAI）制度も設けていたため、管理制度の重複だとされ、ライセンス制度を廃止した。しかし、2015 年末に発足した右派マクリ政権は、DJAI 制度を廃止したものの、SIMI を設けてさらに非自動輸入ライセンス制度を復活させた。当時の対象品目数は、約 1,400 品目に拡大された。政府の説明では、輸入の大きな障壁となっていた DJAI 制度を廃止する代わりに、安価な輸入品の急増も抑えるため国際ルールに沿ったライセンス制度を復活させたということである。

対象品目リストの基本は、2017 年の決議 E523/2017 号によって定められ、その後、対象品目の変更や削減など複数回の改正が行われてきた。

2019 年 12 月 10 日に発足したフェルナンデス政権は、2020 年 1 月 9 日付で[工業・知識経済・対外通商庁決議 1/2020 号](#)を公布し、非自動輸入ライセンスの対象を約 300 品目追加し、現在は合計約 1,500 品目となっている。既に対象となっていた繊維・衣類品、玩具類、履物類などに、今回の決定では、主に以下の品目が追加された。

電化製品・白物家電	消費財	日用品・生活雑貨
<ul style="list-style-type: none">・ストーブ、コンロ・冷蔵庫、冷凍庫・洗濯機、乾燥機・掃除機・湯沸かし器・ゲーム用コンソール・電動シェーバー・ヘアカッター・ミシン・ノート型パソコン・コピー機・携帯電話端末・カメラ	<ul style="list-style-type: none">・繊維品・皮革製品・家具、ベッド、ソファ・ビリヤード台・ピンポン台・玩具・三輪車・スーツケース、バッグ・水筒	<ul style="list-style-type: none">・石鹸・おむつ・婦人衛生用品・スポンジ・手袋・洗剤・殺菌剤

機械類、工具類		自動車関連
<ul style="list-style-type: none"> ・真空ポンプ、空気ポンプ、コンプレッサー ・鉄管、鋼管 ・モーター、発電機 ・チェーン ・釘、ホッチキス針 ・シャベル、 ・産業用オーブン ・エレベーター ・エスカレーター ・バーナー ・リフト装置 ・木材用工具 ・水栓金具 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接機器 ・医療機器、医療用品 ・プレハブハウス ・ほうき、塗装用ブラシ ・ボタン・ファスナー ・アラーム装置 ・ドアベル ・電線ケーブル類 ・光ファイバー ・照明装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 ・軽トラック ・トラック ・二輪車 ・タイヤ ・自動車部品 ・路上、鉄道用信号機 ・ブルドーザー ・ショベルカー
		農業用機械類

対象品目の詳細は、[決議 E523/2017 号](#)の付属書を参照のこと。

なお、ライセンスの有効期限は 90 日間とされている。